

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の最大化を図るに当たり必要となる経営の効率化や各種のステークホルダーに対する会社の透明性・公正性の確保のため、コーポレート・ガバナンスが重要であると考えております。また、その具体的施策として、会社の意思決定機関である取締役会の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムの整備が重要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤俊和	2,627,660	50.00
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス	374,200	7.12
坂口京	336,980	6.41
ジョルダン従業員持株会	212,500	4.04
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロープライス ストックファンド	132,200	2.52
岩田明夫	120,000	2.28
佐藤照子	90,000	1.71
小田恭司	76,360	1.45
中村崇則	76,000	1.45
エーエージーシーエス エヌブイトリーティ アカウント タクサブル	71,100	1.35

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	大阪 JASDAQ
----------------	-----------

決算期	9月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

(連結)従業員数	100人以上500人未満
----------	--------------

(連結)売上高	100億円未満
---------	---------

親会社	なし
-----	----

連結子会社数	10社未満
--------	-------

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長である佐藤俊和は、本人及び近親者が自己の計算において所有している当社株式に係る議決権の合計が、当社の議決権の過半数を占めており、支配株主に当たります。

基本的に、当社グループと佐藤との間で利益相反の可能性のある取引が発生することは無いものと考えております。しかしながら、仮に利益相反の可能性が生じる場合においては、社外取締役を含む取締役会にて決議を行い、取引可否を決定するとともに、監査役(過半数が社外監査役)がその監視を行います。これにより、当社グループ及び当社の少数株主の皆様を害することの無いよう努めてまいります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
後藤 亘	他の会社の出身者									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
後藤 亘	独立役員に指定しております。	長年にわたり、会社の経営にあたられた豊富な経験、知識を有しており、大所高所から当社の事業に有益な助言を期待できるものと考え、選任いたしております。同氏は証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

原則として毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで、代表取締役社長の職務執行の監督を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

会社法及び金融商品取引法の規定に基づく監査の結果について、期末及び必要に応じ四半期末の決算時に会計監査人から報告・説明を受けることで、会計監査人が行う監査についての監視・検証等を行うこととしております。また、会計監査業務においては、会計監査人に意見を求める等、必要な連携を図ることとしております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室において各部門に対する内部監査を実施する際に、必要に応じて監査役が同行するとともに、監査の結果を監査役の求めに応じて報告する等により情報交換を行い、監査役と内部監査部門の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松澤壽俊	他の会社の出身者									
五十嵐雅子	学者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
松澤壽俊	独立役員に指定しております。	国際的な見地と中立的な立場を考慮し、選任いたしております。 同氏は証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
五十嵐雅子	独立役員に指定しております。 当社は当該他の会社の株式を保有しておりますが、保有比率及び金額に鑑み、重要性はないものと考えております。また、その他の資本的関係又は取引関係等は特にありません。	長年教育に携わったことで培われた深い見識と、現に会社の経営に当たっている豊富な経験から、経営全般の監視と有効な助言を期待できるものと考え、選任いたしております。 同氏は証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

原則として全員が取締役会及び監査役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで、取締役の職務執行の監査を行うこととしております。平成22年9月期においては、松澤壽俊及び五十嵐雅子は開催した取締役会14回と監査役会5回全てにそれぞれ出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役賞与を各期の利益額に応じて変動させることで、業績向上のインセンティブとなるようにしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

監査役報酬についても、社内・社外の別に各々の総額を開示しております。また、事業報告については、当社ホームページに掲載し公衆縦覧に供しております。

具体的には事業報告において、以下の内容を開示しております（金額は平成22年9月期実績）。なお、有価証券報告書においても、表記方法は異なりますが、ほぼ同様の内容を記載しております。

取締役に対する報酬等の額 4名 54,000千円（うち社外取締役 1名 2,100千円）
 内訳 役員報酬 45,600千円（うち社外取締役 1,800千円）
 役員賞与 8,400千円（うち社外取締役 300千円）
 監査役に対する報酬等の額 3名 11,200千円（うち社外監査役 2名 2,800千円）
 内訳 役員報酬 9,600千円（うち社外監査役 2,400千円）
 役員賞与 1,600千円（うち社外監査役 400千円）

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)の補佐につきましては、経営企画室が担当しております。経営企画室が社外取締役(社外監査役)との連絡窓口となり、情報の伝達を行うとともに、社外取締役(社外監査役)の情報収集をサポートするため、必要に応じて説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

当社の現状のガバナンス機構に関しましては、監査役設置会社形態を採用し、社外取締役の選任と監査役会等との連携による監査・監督と、代表取締役社長及び執行役員による業務執行をベースにした体制を採っております。

業務執行に関しましては、業務執行を担う代表取締役社長・社長執行役員・執行役員及び各部門責任者を取締役会にて選任し、経営方針に基づき、社長の指揮命令の下、執行役員が実際の業務執行を担っております。その際、各部門責任者を兼ねる執行役員が、社長に直接、もしくは原則として月1回以上行う執行役員会等で、部門又はプロジェクト毎の進捗状況及び営業・開発活動の状況等について報告を行うことで、業務執行における責任の明確化と効率性の向上を図っております。

監督機能としましては、取締役会については、経営上の意思決定機関として、迅速化・活性化を図るべく、4名の取締役(うち1名が社外取締役)による体制を採っております。定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会において、社長又は担当執行役員から当社及びグループ会社の営業・開発活動の状況等について報告を行うことで、取締役会が業務執行に対する監督の役割を担っております。特に、その実効性を高めるため、取締役中に社外取締役を含めており、原則として毎回取締役会に出席し必要に応じて意見を述べることで、代表取締役社長の職務執行の監督を行っております。

監査機能としましては、まず、監査役会は原則として3ヶ月に1回以上開催しております。各監査役は監査役会の定めた監査の方針、監査計画、監査の方法、業務の分担に従い、業務執行の適法性及び財産の状況調査等を通じ取締役の職務遂行の監査を行っております。具体的には、監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで、取締役の職務執行の監査を行っております。社内の重要な会議への出席、稟議書等の重要書類の閲覧、子会社の調査、取締役や使用人からのヒアリング等を行うことで、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握した上で、業務全般の妥当性・有効性等の監査を行い、必要に応じて助言を行っております。加えて、取締役及び使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力することとしております。また、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等から専門的な立場からの助言を受ける等、必要な連携を図ることとしております。監査役のうち2名は社外監査役であり、これにより監査における独立的な立場の確保を図っております。

また、監査法人には、金融商品取引法の規定に基づき、通期の財務諸表監査、内部統制監査及び四半期レビューを受けております。さらに、平成21年12月には会社法上の機関としての会計監査人を設置し、金融商品取引法の規定に基づく監査法人と同じく新日本有限責任監査法人を選任しております。これにより、会計監査機能の強化及び更なる独立性の確保を図っております。

監査法人の業務執行に関する各種事項については以下の通りであります（平成22年9月期の状況）。

業務を執行した公認会計士の氏名 畠山伸一、松尾浩明
 所属する監査法人名 新日本有限責任監査法人
 監査業務にかかる補助者の構成 公認会計士 5名、その他 5名
 （注）継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

監査役の機能強化に関する取組状況としましては、以下の通りであります。まず、監査役監査を支える人員・体制を確保するため、監査役がその職務を補助させるために管理部又は経営企画室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができることとし、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。選任している監査役につきましては、3名中2名は十分な独立性を確保している社外監査役であります。残りの1名は常勤監査役であり、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。その他、平成21年12月に監査役会を設置し、監査役による審議及び意見交換等がより緊密に行われるようにすることで、監査機能の充実を図っております。

現状の体制を採用している理由としましては、会社規模・事業規模等に鑑み、また、社外取締役と社外監査役が半数以上を占める監査役会等との連携による監査・監督が十分に機能するものと考え、当該体制を採用しているものであります。加えて、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図ることで、その体制を十分に強化できるものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第31期定時株主総会につきましては、平成22年12月21日に開催いたしました。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回の頻度で定期的(5月、11月)に開催し、社長と担当執行役員が決算内容・業績見通し・事業展開等について説明しております。アナリスト・機関投資家・証券会社の営業担当者等、合わせて20~30名程度の方に参加していただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URLは http://www.jorudan.co.jp/ir/ で、決算短信、決算以外の適時開示資料及びその他の開示資料、有価証券報告書・四半期報告書及び内部統制報告書、会社説明会資料、株主総会招集通知、株主通信、(株主向け)経営近況報告会資料、並びにコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を担当部署としております。また、執行役員経営企画室長岩田一輝を担当者としております。	
その他	機関投資家向けに個別にミーティングを実施しており、代表者自身による説明も行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	経営理念の中で、IT技術に基づく独創的な構想力を持った「もの」(ソフトウェア・コンテンツ・プラットフォーム)を世に問いながら、より便利な未来、誰もがもって個性を発揮する社会の実現を目指すこと、また、構成員の「『個』を大切に」、すなわち個性を活かせるワークスタイルを尊重し、かつ、学習・コミュニケーションの場を提供していくことを定めております。併せて、それらにより、業績及び企業価値の向上を図るとともに、社会全体に広く貢献できる企業グループとなることを定めております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

業務執行が法令・定款に適合すること等の業務の適正を確保することで不正や過失等を未然に防ぐことや、取締役会の意思決定や経営方針等に従って業務執行が進められるようにすること等を目的として、ひいてはそれらが企業価値の向上につながるものと考え、内部統制システムの整備を進めていく必要があると考えております。

(2) 整備状況

内部統制システム構築の基本方針として、取締役会において以下の内容を決議しております。

a. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア) 取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

イ) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ウ) コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる執行役員が参加する執行役員会等を通じて取締役および監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備および推進に努める。

エ) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長および監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営企画室を窓口として定め、適切に対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令および「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存および管理する。

イ) 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティおよびシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

イ) リスク情報等については執行役員会等を通じて各部門責任者より取締役および監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は経営企画室が行うものとする。

ウ) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

エ) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア) 取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を行い、執行責任の明確化および業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。

イ) 取締役会は3ヶ月に1回以上定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

ウ) 執行役員は、社長執行役員の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。執行役員会を原則として月に1回以上定期的に、または必要に応じて適時開催する。執行役員会は執行役員等から取締役および監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換し、必要に応じ、あるいは取締役会の求めに応じて、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

エ) 各部門においては、「職務権限規程」および「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性および効率性を確保する。

e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。

イ) グループ会社の管理は経営企画室が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

ウ) 当社の監査役および内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役および使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア) 監査役は、管理部または経営企画室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

g. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができることとする。

イ) 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア) 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

イ) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

ア) 内部統制システムの構築に関する基本方針および別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

ア) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

イ) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

ウ) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

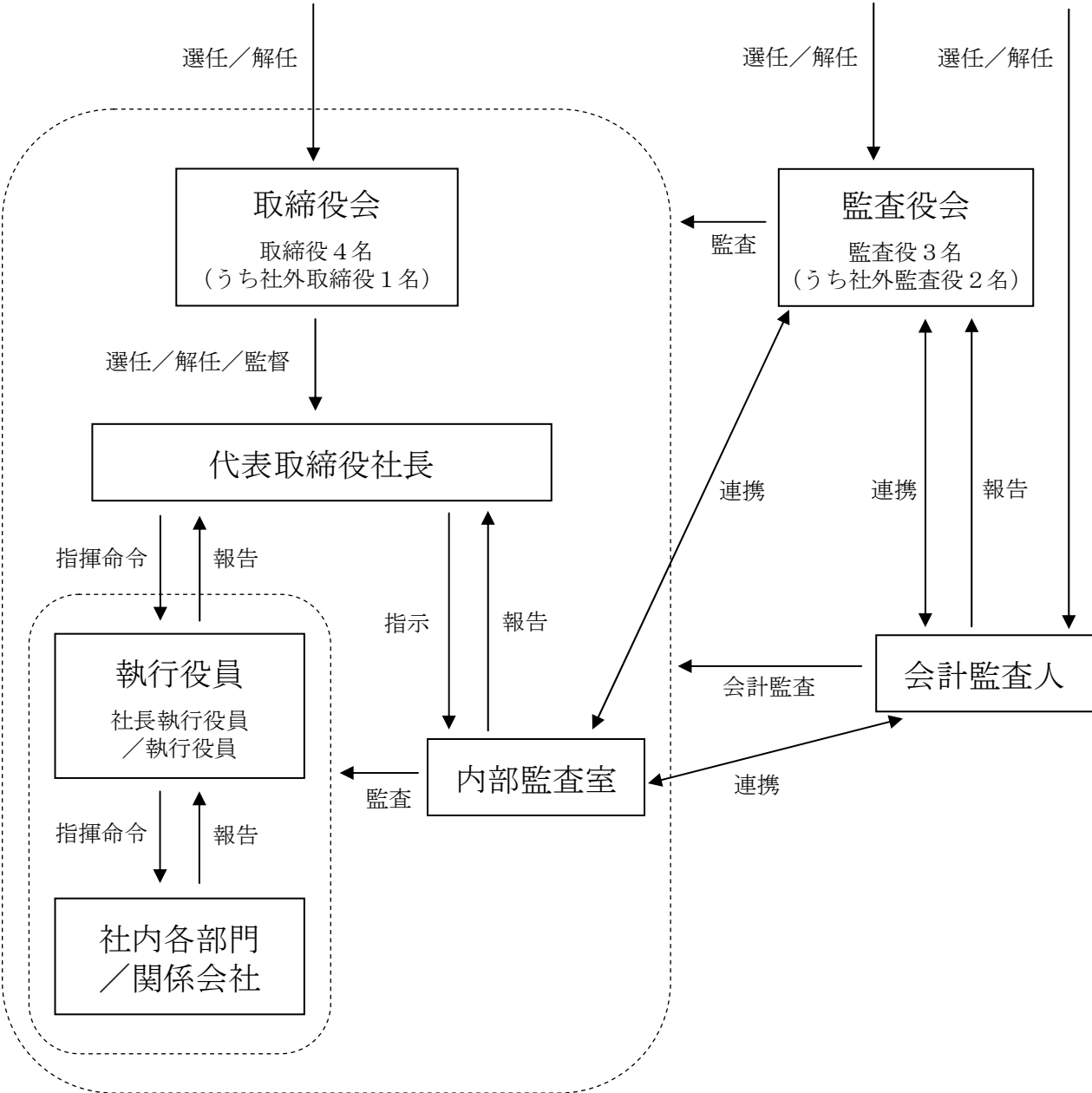
反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶すること、を基本方針としております。

(2) 整備状況

基本方針について各種社内規程等に明文化することとしております。また、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消することとしております。

社内体制としては、管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行うこととしております。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図ってまいります。反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築することとしております。

株主総会



1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの整備として、グループ会社の増加を踏まえたグループ会社を含めた体制の強化について、今後の検討課題としております。また、コンプライアンス体制・リスク管理体制の強化の一環として、情報セキュリティに関する体制を強化するため、当社及び一部のグループ会社において、平成19年9月に情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO27001 (ISO/IEC27001:2005) 及びその国内規格である、JIS Q 27001 (JIS Q 27001:2006) の認証を取得し、役職員の情報取扱に関する教育・訓練等を含め、情報セキュリティ管理体制の継続的な強化に努めております。